

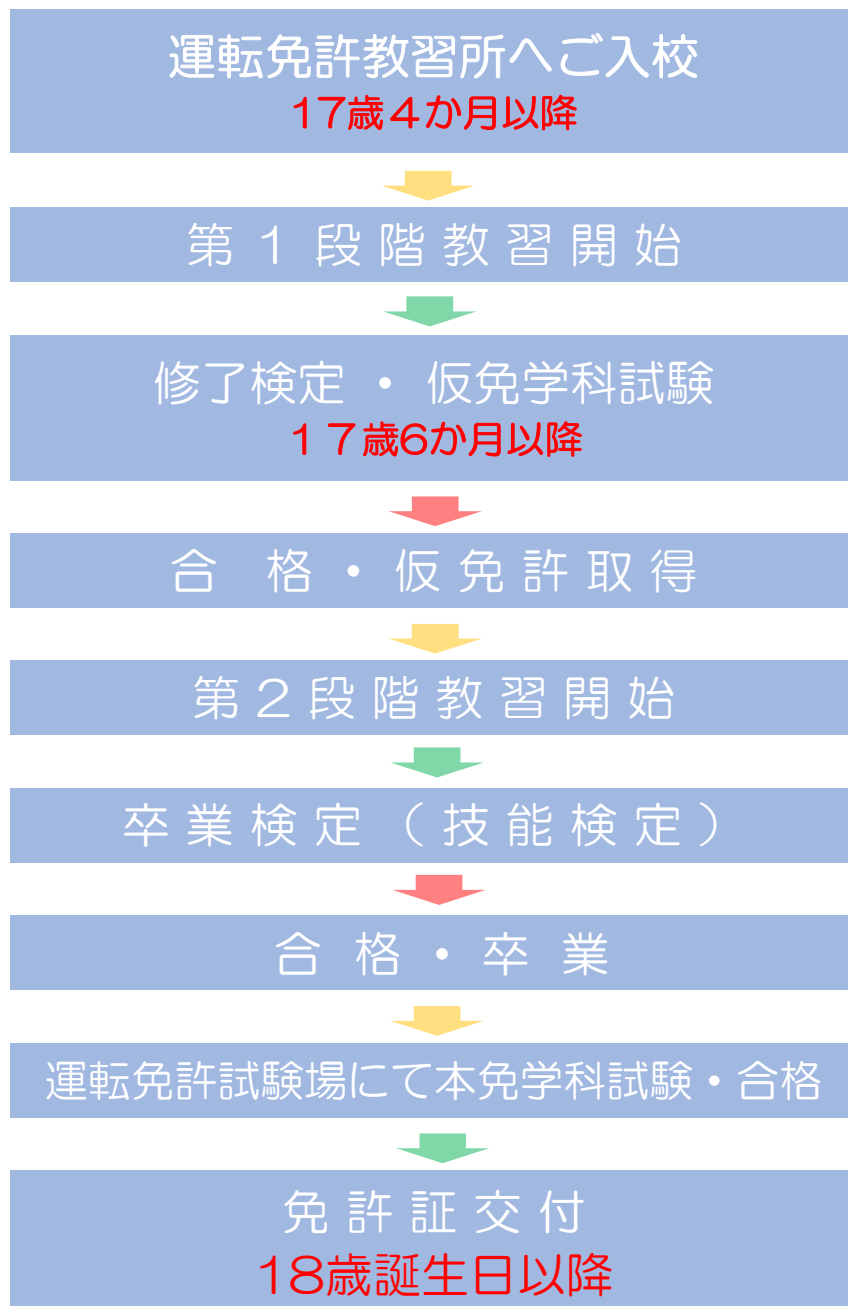
〔 道路交通法改正により、令和8年4月1日より17歳6か月から
仮運転免許が取得できるようになります 〕

これまでは、18歳にならないと仮免許が取得できない
ために、誕生日が1月から3月生まれの方は、高校を
卒業してから4月から新生活までに運転免許の取得
が間に合わない方がいました。

これからは、早めに入校することができ、新生活に間
に合うよう、免許を取得することができます。
但し、運転免許証の受取りは18歳の誕生日がきてか
らとなります。

下の図をご参照ください。
ご不明な点は当校までお問合せください。

運転免許取得年齢フロー（普通車・準中型車）



普通仮免許等の年齢要件の引下げについて【令和8年（2026年）4月1日施行】

改正の内容

- **準中型仮免許**及び**普通仮免許**の年齢要件を**18歳から17歳6か月に引き下げ**。※仮免許の有効期間は、引き続き6か月。
- 仮免許による練習後に受験可能になる準中型免許及び普通免許に係る**運転免許試験の受験資格要件**も18歳から17歳6か月に引き下げ。



留意点

- **準中型免許及び普通免許の年齢要件は引き続き18歳**なので、18歳より前に運転免許試験に合格した場合でも、18歳になるまでは免許を取得することはできません。
- 仮免許証の6か月の有効期間内は、**練習又は試験・技能検定のために限り「仮免許で運転するときのルール」**（下記参照）を守った状態でのみ運転することが認められています。
- **免許を取得する前に他の都道府県に転居した場合**、免許を取得するためには転居した先の免許センター等で**「成績証明書」を提出**して、免許申請をする必要があります。
- ⇒ 運転免許試験に合格後、**免許を取得する前に他県に転居予定がある場合は**、転居前の住所を管轄する免許センター等で**必ず「成績証明書」を取得してください（その他、教習所の卒業証明書等の必要な書類については、免許センター等にお問合せください。）**。

仮免許で運転するときのルール

- 仮免許を取得した者が練習のために自動車を運転しようとするときは、**必ず指導者**（その自動車を運転することができる免許を3年以上を保有している者等）**を助手席に同乗**させ、その指導の下で運転しなければいけません。
- 仮免許を取得した者が練習のために自動車を運転しようとするときは、その自動車の前面及び後面に**必ず「仮免許練習中」**であることを示す標識（横幅30cm以上、縦幅17cm以上）を付けて運転しなければいけません。

